

議案第10号

高根沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

高根沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を改正する条例を、次のように定める。

令和7年6月3日

高根沢町長 神林秀治

高根沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

1 概要

フルタイム会計年度任用職員の給与支給に関し、所要の改正をするものです。

2 改正内容

フルタイム会計年度任用職員が勤務しない場合（有給休暇の場合その他任命権者の承認があった場合を除く。）に減額する「1時間当たりの給与額」の算定基礎に地域手当を追加します。（第14条第2項）

3 施行日

令和7（2025）年7月1日

高根沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

高根沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年高根沢町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額）</p> <p>第14条</p> <p>2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び<u>これに対する地域手当の月額の合計額</u>に12を乗じ、その額をフルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。</p>	<p>（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額）</p> <p>第14条</p> <p>2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額をフルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。